

徳島県告示第百六十七号

徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十五条の二第二項の規定に基づき、徳島県月見が丘海浜公園の有料公園施設の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 利用料金の額

有料公園施設の種類	単位	利用料金の額
コテージ	一棟一日	二、五六〇円に、利用者（学齢に達しない者を除く。）一人につき八三〇円（小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者にあつては、四一〇円）を加算した額
研修室	一室半日	二、一六〇円
	一室一日	三、一三〇円
ロッカー	一個一回	一〇円
シャワー	一人一回	六〇円

備考 「一日」とは利用時間が四時間以上の場合をいい、「半日」とは利用時間が四時間未満の場合をいう。

二 適用開始年月日

令和六年四月一日